

## 公益財団法人掛川市文化財団後援名義使用許可基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、公益財団法人掛川市文化財団（以下「財団」という。）後援名義の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この基準において「後援」とは、主催者の行う事業の趣旨に賛同し、財団の名義を使用することをいう。また、事業協力を行うものとする。

(許可の対象)

第 3 条 後援は、次条に規定する主催者が、第 5 条に定める事業を実施する場合に限り許可するものとする。

(対象となる主催者)

第 4 条 後援の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又は特別の法律に基づき設立された法人
- (3) 公益性の高い文化芸術の普及・振興に資すると認められる団体
- (4) 掛川市又は掛川市教育委員会の後援名義使用が承認されたもの
- (5) 報道機関
- (6) その他前各号に準ずる団体で、財団が特に適当と認めたもの

2 政治的団体及び宗教的団体には許可しない。

(対象となる事業)

第 5 条 後援の対象となる事業は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 事業の目的が、教育、学術、文化等、広く市民の文化芸術活動の推進に寄与すると認められるもので、かつ、政治的、宗教的、思想的、営利的色彩のないものであること。
- (2) 実施時期、場所、方法等が適切であること。
- (3) 入場料、参加料等が適切であること。児童・生徒を対象とする事業にあつては、無料又は実費程度の料金を原則とすること。

(後援の申請)

第 6 条 後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ後援名義使用承認申請書を財団に提出しなければならない。

2 財団は、事業の内容を審査するため、前項の申請書のほか事業計画書、収支予算書などの必要な資料の提出を求めることができる。

(許可又は不許可の通知)

第 7 条 財団は、後援するときは、後援名義使用承認書、後援しないときは、後援名義使用不承認書により申請者に通知するものとする。

(条件の付与)

第8条 財団は、前条の規定により後援するときは、原則として、申請者に対して次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 財団は、後援に伴う事業経費の負担を一切行わないこと。
- (2) 事故防止等に関する措置を十分講ずること。
- (3) 後援名義を使用した書類（開催要綱、チラシ等）ができたときは、速やかに財団に提出すること。
- (4) 後援を受けた後に、当該後援に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめその内容を届け出ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、財団が特に認めること。

(許可の取消し)

第9条 後援を受けた者が、前条の各号に掲げた条件のいずれかに違反し又はその本来の目的から逸脱していると認められるときは、当該許可を取り消すことができる。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

この基準は、平成26年8月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年12月1日から施行する。